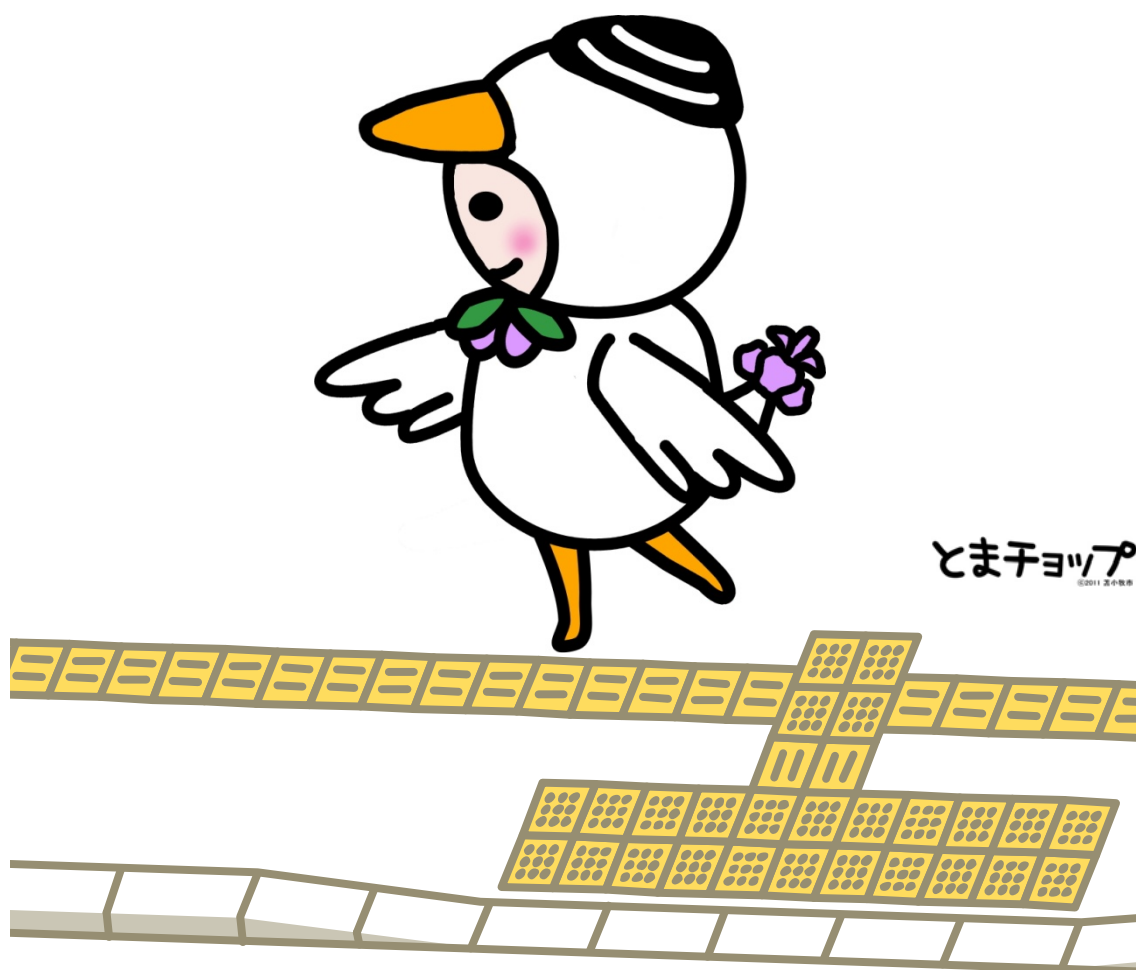


# 苫小牧市バリアフリー基本構想 【概要版】



平成28年（2016年）3月

苫小牧市

# 目 次

1.	基本構想策定の主旨	1
(1)	背景	1
(2)	意義	1
(3)	我が国におけるバリアフリー化の取り組み	1
(4)	苫小牧市のまちづくり等の計画と基本構想の位置づけ	2
(5)	基本構想の策定とバリアフリー化実施までの流れ	3
2.	市民意向の把握	4
(1)	まち歩きワークショップによる市民意向の把握	4
3.	重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針	5
(1)	基本理念	5
(2)	目標設定	5
(3)	基本方針	5
4.	重点整備地区の設定	6
(1)	基本的な考え方	6
(2)	生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定	6
5.	バリアフリー化のための特定事業	8
(1)	バリアフリー化に向けて	8
(2)	特定事業	8
(3)	その他	9
6.	基本構想の推進に向けて	10
(1)	心のバリアフリーの推進	10
(2)	バリアフリー化水準の向上のための取り組み	11

# 1. 基本構想策定の主旨

## (1) 背景

急速に高齢化が進展している我が国において、本市も平成22年度に超高齢社会に突入するなど、高齢化への対応や障がい者の社会進出等への対応に向けて、社会のバリアフリー化を「点」や「線」から「面」へ広げることが急務と考えています。

本市では、従来より「苫小牧市福祉のまちづくり条例」に基づき、各種施設のバリアフリー化を行ってきたところであり、交通結節点である駅や駅前広場を中心とするような範囲を「面」として、広がりをもったバリアフリー化を推進させるため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という。）による基本構想を策定するものです。

## (2) 意義

バリアフリー新法では、下記の措置を講ずることにより、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ることを目的としています。

- ①公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置（基準適合義務及び努力義務）。
- ②一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置（重点整備地区の基本構想の策定）。

## (3) 我が国におけるバリアフリー化の取り組み

### 1) バリアフリー新法（平成18年施行）

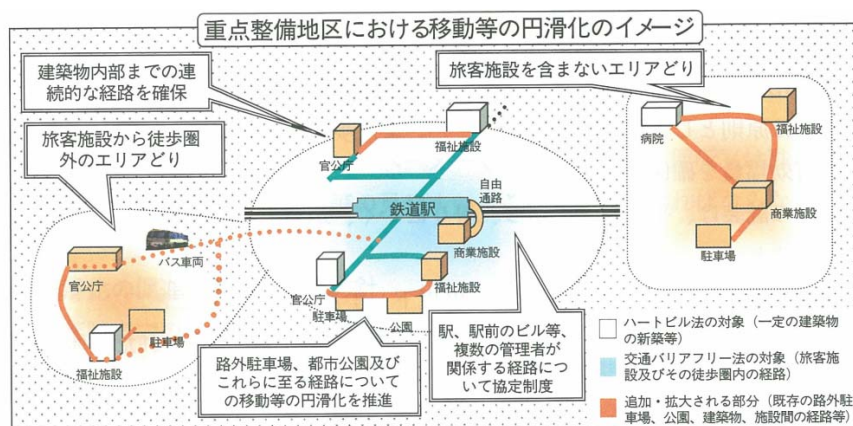
#### ① 目的

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）は、平成17年に策定されたユニバーサルデザイン政策大綱※の考え方を踏まえ、ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化に向けた法制度の構築が必要という判断が下され、平成18年に施行されました。

※：ユニバーサルデザイン政策大綱とは「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づき、国土交通省が平成17年に策定したものである。

#### ② 概要

- ・市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のために特定事業を実施
- ・重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度 等

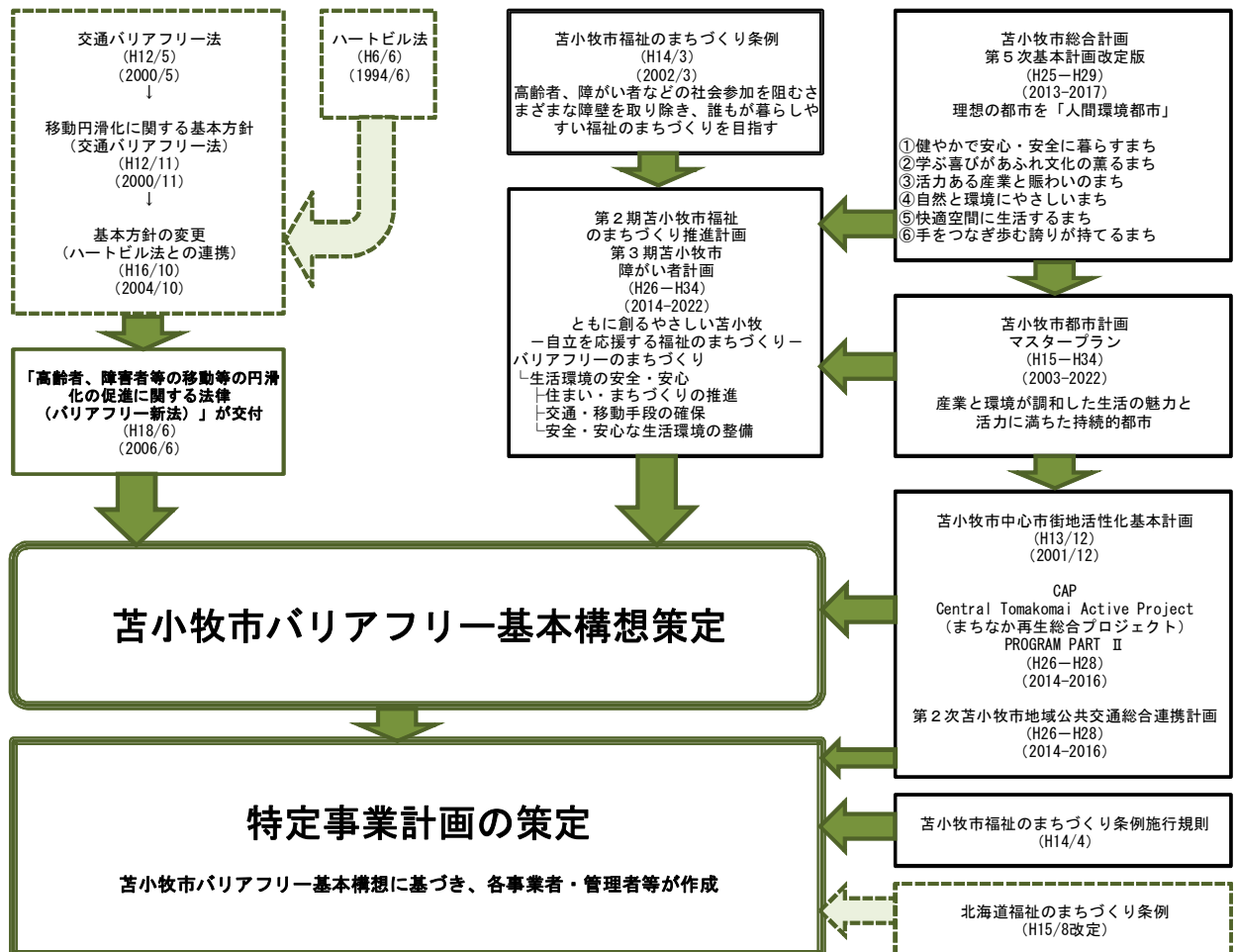


#### (4) 苫小牧市のまちづくり等の計画と基本構想の位置づけ

苫小牧市では、苫小牧市福祉のまちづくり条例等を踏まえた、第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画、第3期苫小牧市障がい者計画の策定により、行政と住民、事業者などとの連携により、障がい者の自立、高齢者の安全・安心な生活の確保に向け、福祉分野の各種施策に取り組むこととしています。

また、苫小牧市総合計画第5次基本計画改定版、都市計画マスタープランによる各種施策展開・都市基盤整備を進めたまちづくりに取り組んでいます。

これらの様々な施策を整理すると以下のとおりとなり、本構想は関連計画と整合を図りながら進めて行くこととなります。



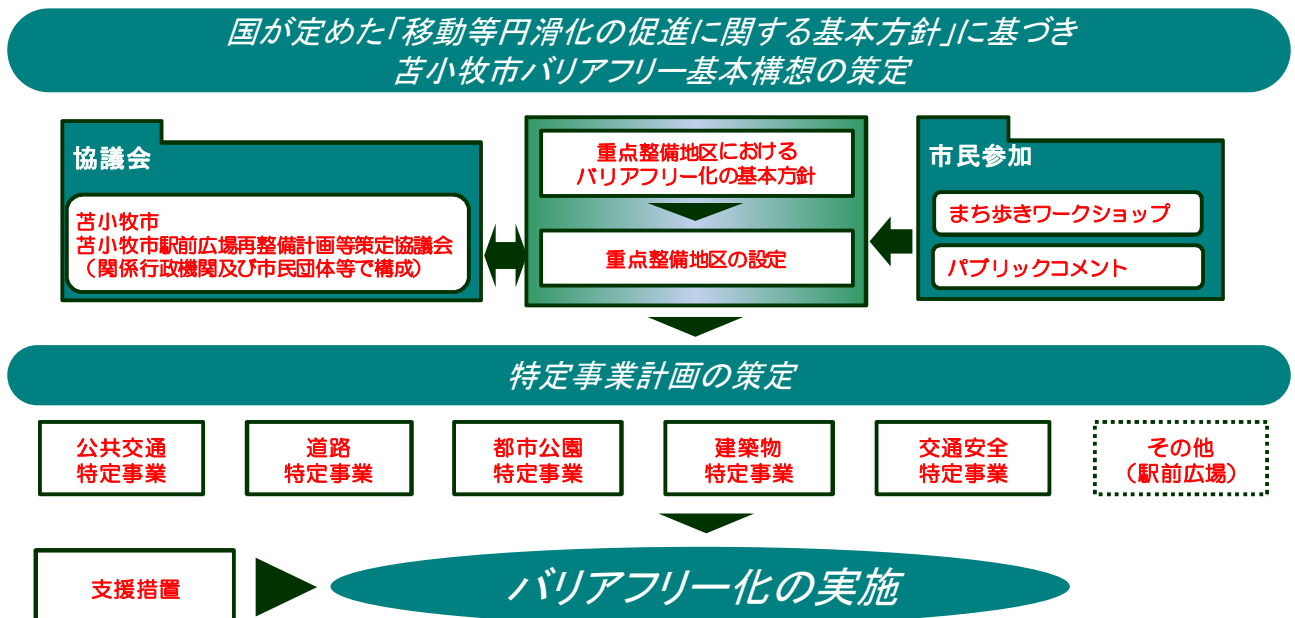
## (5) 基本構想の策定とバリアフリー化実施までの流れ

基本構想に明示すべき事項については、バリアフリー新法（第25条）において以下のとおり規定されています。

- 1) 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針
- 2) 重点整備地区の位置・区域
- 3) 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 4) 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
- 5) ①4)と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
  - ②自転車等の駐車施設の整備など移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項
  - ③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

なお、本構想の策定にあたっては、関係行政機関及び市民団体等で構成する「苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会」のご意見や市民参加による「まち歩きワークショップ」、「パブリックコメント」を踏まえ、策定します。

基本構想策定後、公共交通事業者、道路管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会等は具体的な整備内容を示した「特定事業計画」を策定し、バリアフリー化を進めていくこととなります。



## 2. 市民意向の把握

### (1) まち歩きワークショップによる市民意向の把握

まち歩きワークショップは、基本構想策定の基礎資料とするため、検討中の重点整備地区内の生活関連経路で実施しました。高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人が安全で快適に活動できるように、よく利用する施設への経路となる道路についてまち歩きを行い、バリアフリーに対する意見や要望をワークショップ形式により整理しています。

▼苫小牧駅北口駅前広場



▼王子通線



▼国道36号



▼駅前本通線（シンボルストリート）



バリアフリー 動線について	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 安心安全な歩行者動線を確保</li> <li>➤ 歩行者動線に設置・接続する各種施設の使いやすさを考慮</li> <li>➤ トイレ等への動線も考慮</li> <li>➤ 沿道施設との連続性に配慮</li> </ul>
歩道内	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な樹木の維持管理</li> <li>➤ 路上施設の配置を考慮</li> <li>➤ 安全な歩行空間の確保</li> <li>➤ バス利用者への配慮</li> <li>➤ 沿道施設との連続性に配慮</li> </ul>
歩道外	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 沿道施設との連続性に配慮</li> <li>➤ 点字ブロックの沿道施設との連続性に配慮</li> </ul>
歩車道 路面管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 適切な歩車道段差、勾配の確保</li> <li>➤ グレーチング（排水柵）による段差・勾配を工夫</li> <li>➤ 歩道の舗装材については視覚障がい者や車いす利用者等へ配慮</li> <li>➤ 適切な路面の維持管理</li> </ul>
点字ブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 点字ブロック敷設にあたり、視覚障がい者や車いす利用者の利便性を考慮</li> <li>➤ 点字ブロックの沿道施設との連続性に配慮</li> <li>➤ 点字ブロック敷設方法の改善</li> </ul>

### 3. 重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針

#### (1) 基本理念

ともに創るやさしい苫小牧ー自立を応援する福祉のまちづくりー  
「自由な移動が保障されるまち」・「快適さや豊かさを実感できるまち」を目指して

「苫小牧市総合計画」「苫小牧市福祉のまちづくり条例」を踏まえ策定されている「苫小牧市福祉のまちづくり推進計画・苫小牧市障がい者計画」（以下福祉まちづくり計画）の共通理念である “ともに創るやさしい苫小牧ー自立を応援する福祉のまちづくりー” を基本理念とします。

#### (2) 目標設定

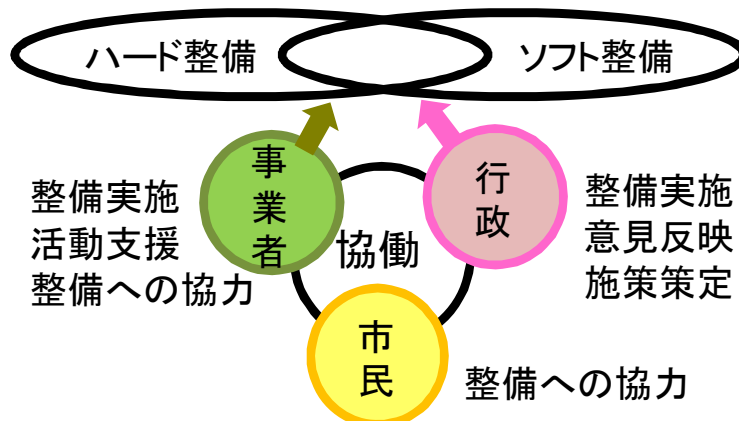
公共交通事業者や道路管理者、公安委員会などの関係機関と連携をとり、市民の皆様の協力と理解を得ながら、重点整備地区のバリアフリー化を進めていきます。

また、各事業者はバリアフリー化に向け事業計画を作成し、構想策定後概ね10年間の完了を目指して順次事業を実施します。

#### (3) 基本方針

理念を実現するために、「ハードの整備」、「ソフトの整備」、「協働の取り組み」を推進しながら、福祉まちづくり計画の目標を踏まえ、以下の5つの方針を掲げ、バリアフリーを目指します。

- 方針1：人間性が尊重されるまち：ノーマライゼーションの理念定着
- 方針2：自由な移動が保障されるまち：安全・安心な生活環境整備
- 方針3：社会的連帯が実現されるまち：情報共有・市民参加と協働
- 方針4：地域での生活が持続できるまち：施策評価と進捗管理
- 方針5：快適さや豊かさを実感できるまち：情報・コミュニケーション支援



## 4. 重点整備地区の設定

### (1) 基本的な考え方

バリアフリー新法においては、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路を定めることとなっています。それらについて、本市における考え方を以下に示します。

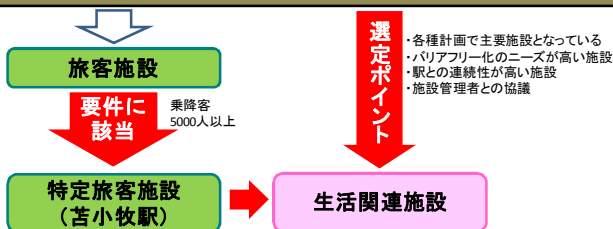
重点整備地区	1日当たりの乗降客数7,000人以上のJR苫小牧駅（特定旅客施設）を中心とする徒歩圏概ね半径500mあるいは経路延長が1kmまでの範囲を基本に設定します。
生活関連施設	駅や病院、官公庁施設、福祉施設など、高齢の方、障がいのある方などが日常生活等において利用する一定規模以上の施設（バリアフリー新法で定められている特別特定建築物）を基本とします。
生活関連経路	より多くの人々が利用し、生活関連施設相互のバリアフリー化のネットワークを確保する経路とします。

### (2) 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定

重点整備地区は、重点的かつ一体的にバリアフリー化を目指す地区であり、下図に示すバリアフリー新法の位置づけ等3つの条件を概ね満たす地域としました。

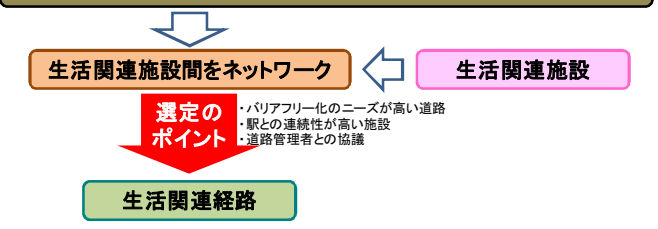
#### 【生活関連施設設定の流れ】

駅や病院、官公庁施設、福祉施設など、高齢の方、障がいのある方などが日常生活等において利用する一定規模以上の施設

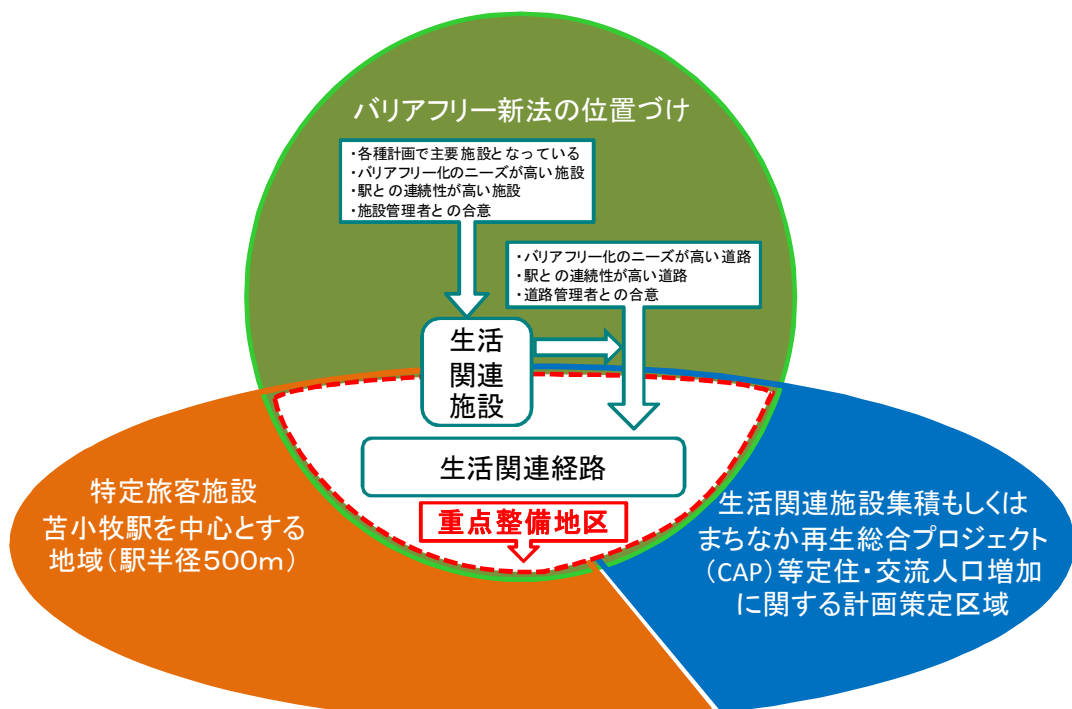


#### 【生活関連経路設定の流れ】

主要な道路・バス路線であるなど幹線性の高い一定規模以上の道路

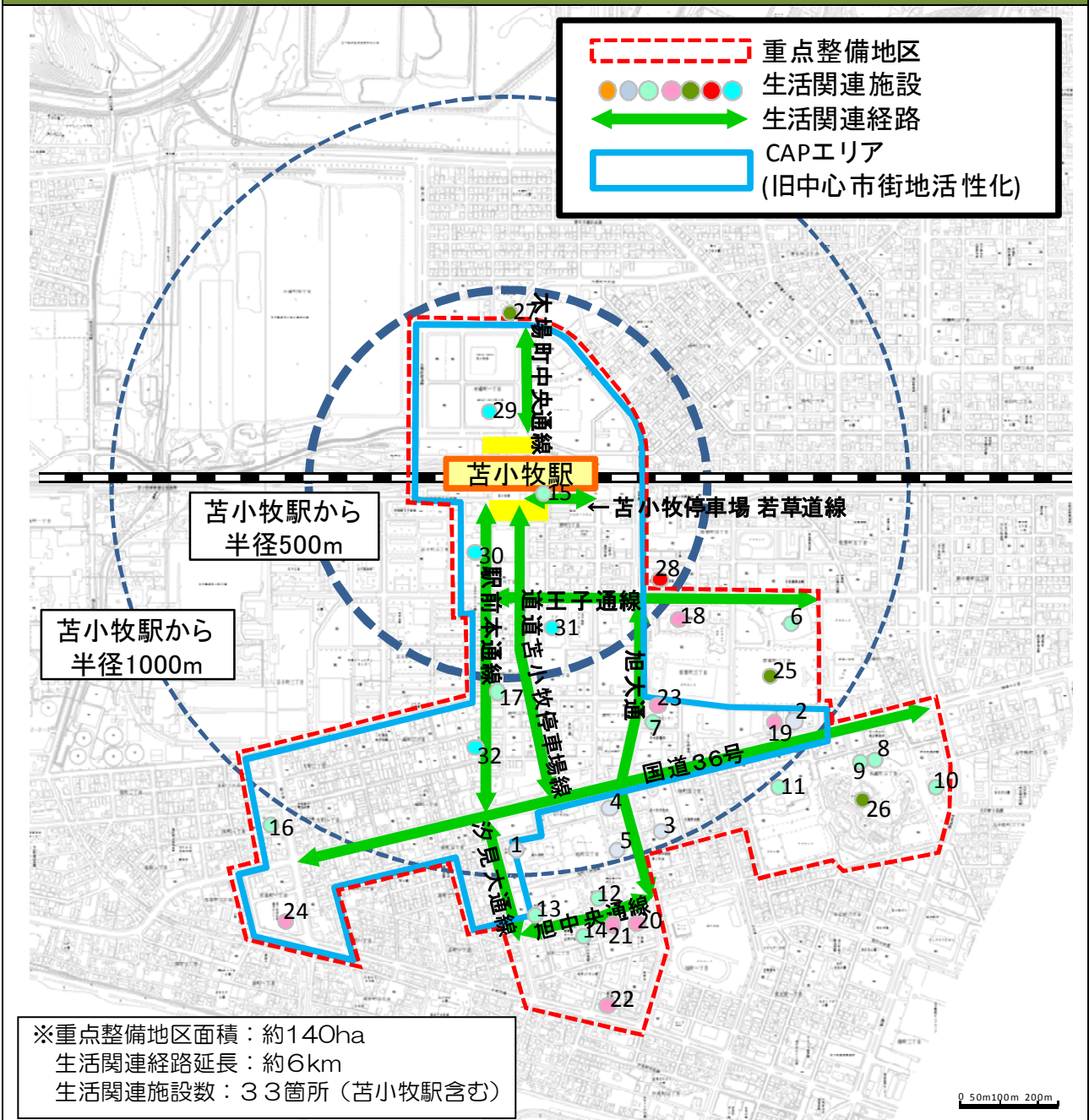


#### 【重点整備地区設定条件】





# 重点整備地区の設定



※重点整備地区面積：約140ha  
 生活関連経路延長：約6km  
 生活関連施設数：33箇所（苦小牧駅含む）

生活関連施設		凡例	
生活関連施設	主な施設名称	生活関連施設	主な施設名称
● 旅客施設	◎苦小牧駅	● 医療・福祉施設	18.王子総合病院 19.北海道苦小牧保健所 20.苦小牧市夜間・休日急病センター 21.苦小牧市保健センター 22.苦小牧市心身障害者福祉センター 23.苦小牧市社会福祉協議会 24.苦小牧市教育福祉センター
○ 官公署	1.苦小牧法務総合庁舎（法務局・検察庁） 2.苦小牧年金事務所 3.苦小牧市役所 4.苦小牧警察署 5.苦小牧税務署	● 運動施設・都市公園	25.中央公園 26.市民文化公園 27.新生公園
● 文化・運動施設	6.白鳥王子アイスアリーナ 7.苦小牧市民活動センター 8.苦小牧市立中央図書館 9.苦小牧市サンガーデン 10.苦小牧市美術博物館 11.苦小牧市総合体育館 12.苦小牧市科学センター 13.苦小牧市民会館 14.苦小牧市文化会館 15.ふれんどビル（COCOTOMA） 16.苦小牧市文化交流センター（アイビー・プラザ） 17.まちなか交流館（苦小牧信用金庫本店）	● 郵便局	28.苦小牧郵便局
		● 商業・宿泊施設	29.MEGAドン・キホーテ 苦小牧店 30.東横INN苦小牧駅前 31.グランドホテルニュー王子 32.ドーミーイン苦小牧

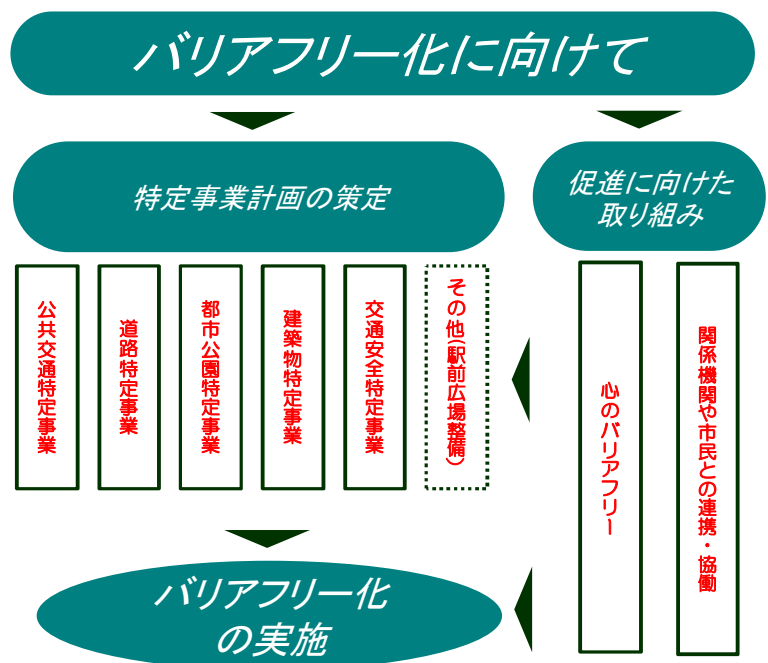
※平成27年（2015年）12月現在

## 5. バリアフリー化のための特定事業

### (1) バリアフリー化に向けて

生活関連施設及び生活関連経路を含む重点整備地区においては、特定事業計画を基本構想作成後可能な限り速やかに（おおむね1年以内に）作成し、各事業者による公共交通特定事業、道路特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業の5つの特定事業を重点的かつ一体的に実施することによってバリアフリー化を推進していきます。

また、本市では、市民全体の「心のバリアフリー」の意識を高め、バリアフリー化の一層の促進に向けた取り組みを実施します。



### (2) 特定事業

#### 1) 公共交通特定事業

事業者：道南バス（株）

事業項目	1. バス待合環境の改善
実施メニュー	①屋根付きバス待合所の設置 ②わかりやすいバス停留所標識時刻表の設置 ③バス停留所の維持管理を地域で行うための連携体制の構築

#### 2) 道路特定事業

事業者：国土交通省北海道開発局・北海道・苫小牧市

事業項目	1. 歩道の整備・改善	2. 歩行環境の向上
実施メニュー	①歩道舗装の平坦性の確保 ②歩道の段差、勾配の改善 ③誘導ブロックの設置、改善 ④障害物の移設、撤去、形状変更	⑤安全を維持するための定期巡回 ⑥経路での情報提供の充実 ⑦周辺施設・住民との連携

・実施メニューについては路線毎に対応していくことになります

・情報提供とは事前情報提供手段としての地図・パンフレット・ホームページ等

### 3) 都市公園特定事業

事業者：苫小牧市

事業項目	1.出入口、園路の整備・改善	2.施設等の整備改善
実施メニュー	①出入口・園路舗装の平坦性の確保 ②出入口～園路の勾配の改善 ③障害物の移設、撤去、形状変更	④バリアフリー対応施設への改善 ⑤車いす利用者用駐車施設の設置、改善 ⑥公園内外での情報提供の充実

- ・実施メニューについては公園毎に対応していくことになります
- ・バリアフリー対応施設とはトイレ、水飲場・手洗場・掲示板・標識等
- ・情報提供とは事前情報提供手段としての地図・パンフレット・ホームページ等

### 4) 建築物特定事業

事業者：苫小牧市

事業項目	1.施設等の整備・改善	2.利用環境の向上
実施メニュー	①建物内外の段差、勾配の改善 ②バリアフリー対応施設への改善 ③誘導ブロックの設置、改善 ④昇降設備の設置、改善 ⑤車いす利用者用駐車施設の設置、改善	⑥施設内外での情報提供の充実 ⑦施設関係者による手助けや介助

- ・実施メニューについては建物毎に対応していくことになります
- ・バリアフリー対応施設とは出入口（扉）、トイレ、スロープ、階段等
- ・情報提供とは事前情報提供手段としての地図・パンフレット・ホームページ等

### 5) 交通安全特定事業

障がい者や歩行速度が遅い人に配慮し、横断歩道における安全確保のための協議を行います。

## (3) その他

### 1) 苫小牧駅南口駅前広場

事業者：北海道・苫小牧市

事業項目	1.駅前広場周辺の整備、改善
実施メニュー	①バス乗降場の設置、改善 ②車いす利用者用駐車施設の設置、改善 ③タクシー乗降場の設置、改善 ④自家用車乗降場の設置 ⑤駐車場の設置、改善 ⑥歩道舗装の平坦性の確保 ⑦歩道の段差、勾配の改善 ⑧誘導ブロックの設置、改善 ⑨障害物の移設、撤去、形状変更 ⑩バリアフリー対応施設への改善

- ・バリアフリー対応施設とは上屋等の待合空間、掲示板・標識等

## 6. 基本構想の推進に向けて

### (1) 心のバリアフリーの推進

既にバリアフリー化整備の行われた、歩道等施設の利用者からは、バリアフリー化によって快適な歩行空間になっているなど、その整備に対し高い評価が得られています。

しかし、施設や設備などの物理的なバリアの除去が進んでも、バリアフリーが十分であるとはいえません。

段差などの物理的なバリアにより困っている人がいる時、まわりの人のちょっとした気遣いや思いやりの心でその人の移動を手助けしてあげるなどの取り組みが重要になります。

市民誰もがバリアフリーについての理解と関心を深め、高齢者・障がい者をはじめ、周囲の人に対する思いやりの心を持つことが必要です。

今後は、バリアフリーについての関心を高めるため、第2期苫小牧市福祉のまちづくり推進計画及び第3期苫小牧市障がい者計画で示されている情報共有、広報・啓発活動、障がい者との交流機会の拡大の取り組みを進める必要があると考え、その内容を以下に示します。

#### 1) 情報提供

『福祉ガイドブック』の刊行をはじめ、市の広報紙やホームページなど、多様な媒体を通じてサービス情報を提供します。

福祉のまちづくりや障がい者施策の進捗状況を市ホームページなどで公表するとともに、制度改正があった場合の事業者、関係団体等に対する周知を適切に行い、障がい当事者のサービス利用等の検討が円滑に行われる環境を整えます。

#### 2) 広報・啓発活動

障がいのある方を取り巻く状況や障がい者施策の基本的な考え方等について、市の広報紙、ホームページ等を通じて広報活動を進めます。また、当事者団体等が主催する研修会、講演会等の市民への周知を行います。

障がいや障がいのある方に対する理解を深めるために必要な情報提供や啓発活動を行い、障がいを理由とする差別の解消につなげます。

#### 3) 障がい者との交流機会の拡大

障がい者週間（12月3日～9日）をはじめとした各種行事を通じて、障がいのある方との交流や、地域における交流機会の拡大に努めます。

広く市民を対象としたイベント等に、障がいのある方も気軽に参加できるよう配慮し、その環境整備に努めます。

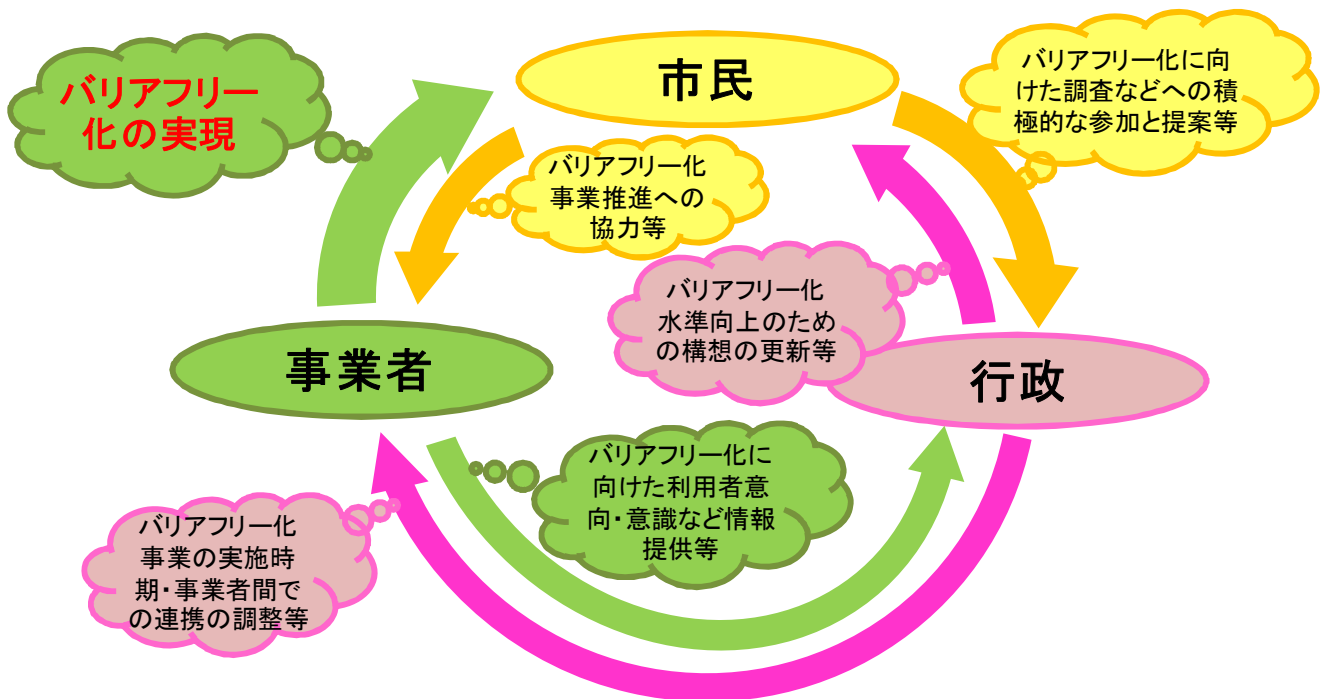
施設が主催するイベントへの地域住民の参加を働きかけ、市民と利用者、地域と施設の交流を促進します。

## (2) バリアフリー化水準の向上のための取り組み

### 1) 関係機関の連携

バリアフリー化の実施段階においては、市民、行政、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して推進していくことが重要です。

【市民・行政・事業者の協働による取組み体制】

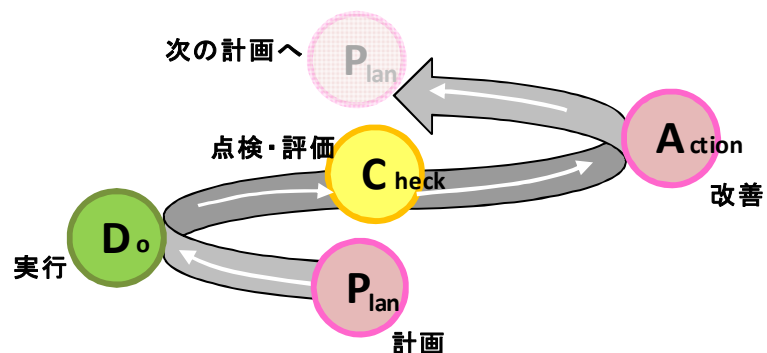


### 2) バリアフリー化の持続的な推進

歩行空間のバリアフリー化については、全ての利用者を満足させる空間づくりが難しいことから、段階を経て、その水準を向上させていくべきと考え、PDCAサイクル(Plan「計画」⇒Do「実行」⇒Check「点検・評価」⇒Action「改善」)の取り組みにより行っていくことになります。

なお、本構想の推進にあたっては、必要に応じて協議会等を活用し点検・評価を実施していきます。

【PDCA サイクル】









## 苫小牧市バリアフリー基本構想【概要版】

平成28年（2016年）3月 苫小牧市

事務局：苫小牧市 総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課

郵便番号：053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話番号：0144-32-6111（代表）

U R L：<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp>